

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

令和7年度

キャリアデザインコンテンツ制作、特設サイト構築及び保守業務委託

令和8年度及び令和9年度

キャリアデザインコンテンツ制作及び特設サイト保守業務委託

※ 本業務委託は上記のうち令和7年度にかかるものであり、令和8年度以降の契約については、前年度の業務の履行が良好であること及び当該年度の予算配当があることを条件として、単年度ごとに引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。

(2) 目的

区の新たな人材育成方針及び人事行政課題を踏まえた人材の育成・定着・確保の強化

(3) 履行内容

Ⅱ．標準仕様書のとおり

(4) 契約期間（予定）

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（契約当初のスケジュール）

令和7年 4月1日 契約締結

4月中 サイトコンセプト・掲載コンテンツ決定

5月～ 取材対象者選定、ロゴデザイン作成

7月～ 取材実施、掲載原稿作成・校正

11月4日 特設サイト開設

※ 令和8年度以降のキャリアデザインコンテンツ制作及び特設サイト保守業務委託に関する契約について、前年度の業務の履行が良好であること及び当該年度の予算配当があることを条件として、単年度ごとに引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。

(5) 提案限度額

10,000,000円（税込）

※ 見積の条件等については、「Ⅲ 提案書に求める内容」を確認すること。

※ 上記提案限度額は、令和7年度における契約にかかるものであり、提案書の提出にあたっては、令和7年度、令和8年度及び令和9年度の各年度の見積書をそれぞれ添付すること。なお、令和8年度及び令和9年度の見積書については提案の内容には含めず、参考資料として取り扱う。

2 プロポーザル方式を採用する理由

世田谷区では、令和5年度に「世田谷区人材育成方針」を改定し、時代に即した人材育成手法へと転換を図っている最中であり、職員の質の向上は注力すべき喫緊の課題である。さらに、とりわけ20代前半の若年層から30代後半までの中堅層の離職が増加していることに加え、職員採用試験・選考における受験者数の低下が著しい状況である。こうした現状から人材の育成・定着・確保の強化に一体的に取り組む必要があり、その手法として、在職者及び求職者のキャリアデザインツールとなる特設サイトを制作する。

特設サイト及び掲載コンテンツの制作にあたっては、具体的な効果につながるクオリティを実現する必要がある、高度なデザイン性や取材力及び記事作成力が求められるため、見積比較による業者選定手法はそぐわないことから、プロポーザル方式による業者選定を実施する。

3 プロポーザルに参加できる者の資格

提案書提出時点において、次の要件をすべて満たすこと

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること（または、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 世田谷区キャリアデザインコンテンツ制作、特設サイト構築及び保守業務事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 手続き等

(1) 説明書の交付

①交付期間：令和7年1月20日（月）午後1時から
2月4日（火）午後5時まで

②交付方法：世田谷区のホームページからダウンロード

③交付場所：世田谷区ホームページ

※ [世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [その他・区政に関すること](#)

(2) 参加表明書の提出

①提出期限 令和7年2月4日（火）午後5時必着

②提出場所 下記「8 担当部課」に同じ

③提出方法 電子メール（「8 担当部課」に記載のメールアドレスあて）

件名冒頭には必ず「【世田谷区特設サイト制作等プロポーザル】」と明記の上、送信後「8 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。（郵送不可）

④必要書類（各1部、pdf可）

（ア）参加表明書（必要事項の記載及び代表者印を押印すること）

（イ）令和6年分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税）

（ウ）参加表明者の概要等がわかる資料（会社パンフレット等）

（3）提案書に係る質問の受付

①受付期間 令和7年1月29日（水）正午必着

②提出方法 様式3「質問書兼回答書」を使用し、「8 担当部課」まで電子メールでの提出とする。

③注意事項 個人または法人を類推できるような質問は避けること。

④回答方法 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容を取りまとめたうえ、令和7年1月31日（金）正午に、区ホームページにて回答を公表する。

（4）提案書の提出

①提出期限 令和7年2月21日（金）午後5時必着

②提出先 「8 担当部課」に持参及び電子メール送付

③提出方法 直接持参のうえ、電子メール（「8 担当部課」に記載のメールアドレスあて）にて送付（郵送不可）。

※ 電子メールを送信後、「8 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。

④提出書類

提案内容は別紙仕様書のとおりとし、下記書類を提出すること。

（ア） 提案書（原本1部及び副本5部、副本は写し可）

※ 原本は社名押印があるものとし、副本は個人または法人を類推できるような表現を削除して作成すること。

（イ） 令和7年度見積書（原本1部）

※ 参考資料として、令和8年度及び令和9年度の各年度の見積書を添付すること。

5 審査及び審査結果の通知

「世田谷区キャリアデザインコンテンツ制作、特設サイト構築及び保守業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

（1）審査方法

「世田谷区キャリアデザインコンテンツ制作、特設サイト構築及び保守業務委託提案

書評価基準表」に基づき、提案書、見積書により総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

① 業務実施計画	
実施計画	・業務の実施計画は具体的で明確なものか ・区が示す要件に沿った業務実施計画になっているか
② 実施体制、全体の進行管理	
実施体制	・実施体制は適切で、責任者の業務履歴・経験は事業内容に合ったものか ・区からの問合せ等への迅速な対応が可能な体制となっているか ・実施にあたって、委託者である区の意向を適宜反映できる進行手法となっているか
スケジュール	・スケジュールの内容は、具体的で漏れがなく提案されているか ・準備工程、スケジュール、作業条件等の面から区に過大な負担が無いのか
③ 実績	
実績	・過去に他の地方公共団体や民間企業において類似の契約を締結し、問題なく履行した実績があるか
④ 特設サイト制作に関する事項	
コンセプト設計	・事業のテーマに沿ったコンセプト設計がされているか ・具体的なターゲットが想定されており、設計した理由、戦略に具体性及び説得力があるか
サイトデザイン	・他自治体や民間企業の類似サイトと差別化が図られているか ・漫画やイラストを多用するなど、視認性が高く、印象に残りやすい工夫が施されているか ・ユーザビリティを意識したデザインか
編集及び保守	・サイトの編集及び保守に係る作業について、有事の際は迅速に対応できる体制であるか ・将来的に提案者以外の事業者や区による管理を想定した移行しやすい手法か
⑤ 掲載コンテンツに関する事項	
メインコンテンツ	・コンテンツタイトルは事業趣旨及びメインコンテンツの目的に沿っており、かつキャッチーなものか ・漫画やイラストを活用し、読みやすくデザイン性に富んだ内容となっているか
ロールモデルの選定	・選定のためのコンセプトやテーマ設定は、事業趣旨に沿ったものか ・庁内周知の手法は、庁内の機運が醸成できる効果的な内容か
サブコンテンツ	・事業趣旨に沿う魅力的かつ効果的なサブコンテンツの提案があるか

⑥ その他追加提案に関する事項	
追加提案	・他自治体の先進事例のコンテンツやトレンドを理解した上で、効果的な追加提案があるか ・区の示す仕様に対応できないものがある場合、効果的な代替手段が記載されているか
⑦ 価格の妥当性	
見積り額	・提案内容に対する価格は妥当か ・料金内容が明瞭になっているか

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和7年3月中旬に文書で通知する。

6 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始	令和7年	1月20日(月)	午後1時
質問受付締切	令和7年	1月29日(水)	正午まで
質問に対する回答	令和7年	1月31日(金)	正午まで
参加表明書提出期限	令和7年	2月4日(火)	午後5時まで
招請通知送付	令和7年	2月5日(水)	
企画提案書の提出期限	令和7年	2月21日(金)	午後5時まで
選定結果通知	令和7年	3月中旬	
仕様詳細の調整	令和7年	3月中	
契約締結・業務開始	令和7年	4月1日(火)	【予定】
特設サイト開設	令和7年	11月4日(火)	

7 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、契約金額等）を行う。
- (3) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、契約相手方として契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「8 担当部課」に同じ
- (15) 詳細は説明書による。
- (16) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (17) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (18) 提案書の提出後に「3 プロポーザルに参加できる者の資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (19) 世田谷区キャリアデザインコンテンツ制作、特設サイト構築及び保守業務事業者審査委員会委員の構成員は次のとおり。

【構成員】

総 務 部 長	須 藤 剛 志
総 務 部 人 事 課 長	山 田 一 哉
総務部研修担当課長	佐々木 るみ

8 担当部課 世田谷区総務部人事課人事係

(所在地)	〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 東棟 5階501番窓口
(担当者)	鈴木、中村
(受付時間)	祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
(電話)	03-5432-2101 (直通)
(Eメール)	SEA02026@mb.city.setagaya.tokyo.jp